

令和7年度島根県障がい者施策審議会・島根県障がい者自立支援協議会 議事概要

日 時 令和7年8月4日（月）

14：00～15：30

場 所 ホテル白鳥「鳳凰」

○委員

児童発達支援センターが2か所しかない中で、特に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所、それから放課後等デイサービスがサポートするスタッフの不足によりなかなか整備されない状況で、身近な場所で必要なサービスが提供できるよう引き続き整備を進めるとあるが、一方で、通常の自閉症などの方への放課後等デイサービスはかなり増えている。そこでも、今、専門性のある人手が足りない部分がある。重症心身障がい児の専門の方を養成していくという整備の進め方は、具体的に何かどういった考え方があるのか。なぜかという、徐々に専門性を持つ方も減ってきており、どこも人員、人数的におそらく不足してきている。その中で、整備を進めるということは、どこかが犠牲になって増えるのか、それともどこかがサポートの体制を例えば併せてやっていくのか、そのような視点がないと、できないことを言ってる状況に見えてしまう。今は年間出生数がもう4,000を切ろうとしている状況で、子どもの数は減っていくのに、支援を必要とする児童がとても増えている状況がある。その児童に対して大人が手を出すことになれば、成人の障がい者のサポートを、人口が減っていく中でどうするのかという視点がないのではないかととても気になる。

1年1年でみれば、整備をしていくということは確かに良いことだと思うが、サービスの見込み人数や実績人数などをみると、支援の必要な方が増えていく一方で、支える手が少なくなるという視点を入れていかなければならない。市町村にやっていただきたいのは分かるが、市町村も役場の人数が少なくても当然あり、整備していくことは全体的に必要なことである一方で、本当にそれができるのかと、聞きながらどうしても考えてしまわざるを得ない。重症の方はさらに手が必要であり、専門性が必要であるが、実際、放課後等デイサービスなどでも体制に差があり、できるところ、できないところがある。スタッフのレベルも上げて重症心身障がい者の支援をしていきたいと思いますということは、無理でしょうと感じてしまう。

その視点を入れていただきながら、確かに圏域や市町村の目標はあると思うが、その地

域にどれぐらいの方がいて、どれぐらい支援員の方がいて、そこにどれぐらい充填していかなければならないということに取り組んでいかなければならないと思う。もう少し具体性を持っていただいたほうが検討するときに一つの方向性を見いだすのではないかなと思ったので、質問させていただいた。

●事務局

重症心身障がい児者だけでなく、医療的ケア児についても、デイサービスや、ショートステイなどの、受入先がない状況は、県としても把握している。

重症心身障がい児の方、医療的ケア児の方に限った話ではないが、専門性の高い支援、医療行為をしていただける看護職員や医療の関わりができる方をどういった形で養成をして、さらに、その方に施設や事業所に入ってもらえるかということをもっとしっかり考えないといけない部分であると思うので、少しでも市町村で事業所数が増えていくように、県としても、今取り組んでいる重症心身障がい児、医療的ケア児の関係の方々に対する療育支援事業や、体制を整備する事業等があるので、そういったものの活用を見直し、形を変えて何かできないかと検討しているところである。

○委員

資料1の9ページの第三者評価がなかなか進まないということで、県は何を各事業所や市町村に求めておられるのか、何を支援していこうとしておられるのか。マンパワーの確保と人材育成は今本当の課題だと思う。

加えて実態として、スタッフの人間性に家族や当事者はすごく喜んだり、悲しんだりしている。スタッフの人間性をもっと高めていくには、現場でそのような研修を実施する際には、家族や当事者が置かれている苦しさや、困ってることなど、生の声を生かして人材を育成していく、いろんな人が関わってもいいのではないかなと思う。少し発想を変えて、これから福祉の業界に携わる人をもっと育てていかなければいけないのではないかなと思う。

その意味で、若い感性で学んでおられる高校生に発信して、人材を育てていくことも、この審議会に出席している私たちが一つ何かやってみることが必要でないかなと思う。

●事務局

初めに、第三者評価の件、御意見いただいたが、障がい福祉の分野では、受けられる施

設が進んでない状況であり、一方で、高齢者の介護や保育は、この第三者評価を受けることが、保育の分野では努力義務になっていることの違いもあるかもしれませんが、障がいの分野では進んでおらず、令和5年度も実績がなかったと覚えている。

令和6年度の報酬改定で、第三者評価ではないが、例えばグループホームなどでは地域連携推進会議という新たな制度が設けられ、これはサービス提供が適切に行われているかや、地域の中でその施設がどういうふうにあるのかということを、市町村の職員や自治体の職員、外部の目を取り入れて年に1回検証して、改善策、いただいた提案などを基に改善していくという取組も始まっている。

そのため、第三者の評価ではなく、別の仕組みでその施設のサービスの在り方について地域の方々が意見をもらう場は制度の中であるので、取組がきちんとされているかどうかは、県も事業所施設に運営指導で、毎年、全部一気に回るのは難しいが、伺っているので、その中で適切に取組がされているかは確認していかないといけないと思っており、年度末に全事業所を対象に集団指導という、一斉に制度の周知、理解促進を図る場があるので、そのような場でも第三者評価を活用してくださいということを、お伝えしているので、そのような取組を今後も継続して行って、きちんとしたサービスが適切に利用者の方に行われていることを確認していかないといけないと思っている。

もう一つ、関連して人材確保のお話もいただいたが、人材確保についても、喫緊の、重要な課題だと従来から認識しており、例えば若手の方にいかに介護の世界に入っていただくかというところでは、昨年度から、しまね福祉・保育JOBフェスタを、障がい福祉課、高齢者福祉課の介護、保育、分野横断して福祉業界に入ってほしいということで、開催している。

また、令和5年度から、しまね福祉・介護人材育成宣言事業所という制度も、高齢者福祉課と障がい福祉課で一緒に設け、職員の職場環境の改善や賃金の改善等々に取り組んでいる事業所については、自ら宣言してもらって県のホームページなどに掲載することで、新たに福祉業界に入っていただける一つのきっかけにしたいと考えて取組を進めている。今後も、この福祉人材の確保、定着はとても大きな問題だと思っているので、引き続き、高齢者福祉課の介護と一緒に取組んでいこうと考えている。

○委員

障がい者の就労支援に関して、参考資料の1の38ページの令和8年度には2.7%

まで法定雇用率が引き上げられることに伴い、少しずつ国を挙げて障がい者に関して理解が深まっていると思うが、実際、膠原病患者や内部障がいに関しては、法定雇用率の対象から外れており、毎年、国のほうに請願などしているが、国の考えや、県の考え、将来的に法定雇用率に関して内部障がいをどのように考えているのか。

○委員

法定雇用率の話になったので、労働局が回答する。将来的な方向性、内部障がいに関する方向性は、厚労省でどのような方向性かということが労働局でも把握ができていない。

障がい者雇用の全般では、雇用率がこれから引き上げられるところであり、障がいのある方を職場でどう受け入れていくのか、就職支援の重要性は高まっていると思う。就職支援において今、労働局で力を入れているのは、地域の中で島根県を含めた行政機関、その他あらゆる関係機関が、連携した支援でより就職を進めていくことと、受け入れる側の会社でも、一緒に働く従業員の方がどう受け入れていくか、一緒に働いていくことが重要であるので、労働局でも精神障がいや発達障がいのセミナーも実施している。障がいの種別に限らず会社で受け入れていく体制をきちんとつくっていけるように、国と県と連携をして取り組んでいきたいと思っている。

○委員

就労支援について、相談を受けているケースだが、施設に短期入所をしておられる方が昨年の後半から自立に向けて事業所で二、三か月に一回程度働いていたが、ここ最近休むようになられた。何回か相談支援事業所がケース会議を実施されたが、本人がなかなか自分の気持ちが伝えられないお子さんであるため、引きずったまま今日に至っている。

もう家に帰りたいという本人と、帰ってもらいたくない家族の意向が、対立している中で、病院の先生からは、もうここまで頑張ったから頑張renaさいと言われる。このままでいいだろうか、本人の気持ちに添った就労支援の在り方を、今一度考えていかなければならないのではないかと考えている。型にはまった就労支援では、子どもはまた悪くなっていく。本人の気持ちに添った支援は、時間がかかるかもしれない。そうであれば、どういう手当が必要か、支援員が必要だったらマンパワーを要求していく、そのような就労支援の在り方を今一度考えていただかなければならない時期かなと思う。

このようなことは、人材育成につながると思う。家族会と今、相談支援事業所の人と家

族と本人と動いている。相談を一緒にその場でするオープンダイアログという手法があるが、鳥取県米子市の病院がやっているが、今、家族会と当事者会で勉強会を行いオープンダイアログを身につけながら、本人が同じ目線で考えていくことを行っている。

また、病気が悪化してもいけない。早期発見、早期治療は、精神科においては特に重要かと思う。そのような意味で、就労支援の在り方を変えていかなければいけないと思う。

●事務局

就労系のサービスに限らず、障がい者の利用者の方がどのような生活をしたいかについては、本人の意思をまず尊重しなければならないため、全てのサービスについて、国が定める意思決定支援ガイドラインがあるが、そのガイドラインに基づいて本人の意思を尊重したサービスを行うことが基本的な取扱いとして、令和6年度の報酬改定の際に取り入れられたので、きちんと遵守してやっていただかなければならないと思っており、県も確認している。加えて、就労系について、今年の10月から就労選択支援という新しいサービスが始まり、このサービスは本人の希望や能力に合った就労A型、B型、一般就労など、どのようなサービスや一般就労に移行していくべきかを、就労選択支援事業所と本人や家族と一緒に考えて決めていくというサービスが10月から始まるので、今、就労系については、そのあたりのアセスメントが法律上、何か決まったものがあるわけではなく、一般就労できる人がA型、B型を使用されていたり、B型を使用されている人が、本来ならA型や一般就労できるのにも関わらず、B型に何年間もとどまっていたりする状況もある。今、県も関係事業所に説明会をしたり、市町村ともヒアリングしているので、国も県も課題だと認識しており、新たなサービスが始まるということで、まずは、そのサービスをしっかりやっていくために今準備しているところ。

○委員

島根県も、今年5月に意思決定支援研修を、相談支援専門員と、事業所のサービス管理責任者を集めて合同で研修会を開催していただいた。そのとき、定員50人で募集したが、倍程度の方が参加され、それほど現場の事業所の方も相談員も、本人の意思決定がとても大事だと認識はしている。その研修を受けた結果、ふだんの支援が、御本人に寄り添いながらも、こうしたほうがいいのかと支援者側が言うことなどに気づいたり、まだまだ支援が十分でないと感じた。それを、これからも継続していかなければならないし、

家族会とも一緒に取り組んでいく必要がある。

また、先ほど第三者評価の話があったが、進んでいない要因に、経費もかかるという話があったが、私の法人でも、事業所が十二、三年程度前に受け、そのときは、自分たちの法人の良い部分も把握でき、足りない部分も把握できてよかったと思った。今進んでいない1つの理由として、評価を受ける魅力が事業所にはないのではないか、魅力発信が弱いと思う。実際に第三者評価を受けることはとても手間がかかった。半年程度自己評価をしながら、第三者機関の方が施設にいられていろいろ話も聞かれ、その評価をまたもらって、どのようにしていくとよいかということ、本当にとっても大変で、今おそらくそれぞれの事業所は余裕が無く、なかなか受ける気にならないのではないかと思います。そのため、そのような部分でも、大変ではあるが、受けてすごく良いものということが伝わるような発信の仕方や何か仕掛けが必要ではないかというのを感じた。

●事務局

委員がおっしゃるとおり、事業所にとっても、自分たちのサービスがいかにきちんできているかを、対外的にお墨つきをもらったということで、1つ、自分の事業所をPRする上でも、受ける意義や意味はあると思うが、一方で、手間や費用がとてめにかかるという声も聞いているので、この事業自体、障がい福祉課と地域福祉課で関係してくる事業であるため、今回いただいた御意見は共有させていただこうと思う。

○委員

就労選択支援が10月からどのように始まるのか、高校3年生だけではなく、高校1年生から実施できるということも聞いているが、先ほどの話を聞くと、高等部に在籍している方だけではなく、一般の方にも使っていくようなサービスになるのか。今いろいろ整理中だと思うが、もう少し詳しく教えてもらいたい。

高校1年生から受けるのか、高校2年生から受けるのか、高校3年生から受けるのかは、保護者の希望や本人の希望で決まるのか。

●事務局

まず、対象は、特別支援学校の学生や、10月からは新たにB型事業所を始める方が対象になり、既に初めてB型を使っておられる方が更新するときにも受けることはできる

が、まずはそのような方々を対象に始まり、令和9年度からA型を新たに利用される方もこの就労選択支援を受けないといけないとなっており、具体的には、就労選択支援員の方が実習や、事業所でその方の障がいの特性や本人の希望などを見極めて、移行計画をつくられて、それを関係機関の方がその内容を協議して最終的に決めていくというスキームで進んでいく。

今までは3年生になってから受けられる方が多かったと思うが、1年、2年時から受けることができるようになったので、そのあたりは、学校や就労選択支援の事業所などが連携して、開始の時期やタイミングなどを見ていくようになると思う。

○委員

6月12日に出雲保健所での会議に出られた精神科医先生から、「自分が50年前開業したときは、家族会や作業所をつくって一生懸命やってきて、今、家族会もなくなっていく、作業所はいろいろ形を変えてきたという中で、精神障がいの患者は今600万人いる。そのような方がどんどん増えていく中で、保健所はどう対応されますか、どう考えられますか」という質問を保健所に向けられた。

保健所は、ひきこもりの家族については、家族が抱えてることが非常に多いので、家族支援が必要ではないかと言われ、そのような新たな課題に向けて考えていかなければならない時期でないかと思う。

そのためにも、もう一度、厚生労働省が出している、家族支援や当事者支援をどのように行っていくかということについての島根県版をつくっていかなければならないのではないかと思います。そのような意味で、私たちの家族会は、勉強する、学習すると同時に、当事者の方とタッグを組んで歩き、訪問している。私たちの体験を生かしていくところに大きく後押ししていただきたいと思うので、末端の保健所をどう生かすか、ドクターもいる、県の新たな指針として、この分厚い資料はいいので、考えていただきたいと思う。

もう1点、鳥取県はいろいろな福祉のしおりみたいなものができてるということを去年渡した。島根県版を作ることはどうかと提案したが、全然返答がない。行政があまりにも縦割り過ぎではないか。チームを組んでやっていきたいと思うので、発想を変えていただきたい。（要望）